

人と人、地域と地域が結び合い

未来輝く いちのせき

新市基本計画



平成 22 年 9 月

一関市・藤沢町合併協議会

目次

第1章 序論	1
1 合併の必要性	1
2 計画作成の方針	5
第2章 新市の概況	6
1 位置・地勢	6
2 沿革	6
3 面積・土地利用	6
4 人口・世帯	7
5 産業	8
6 主要指標の見通し	12
第3章 まちづくりの基本方針	13
1 将来像	13
2 基本目標	14
3 まちづくりの方向性	15
第4章 新市の主要施策	18
1 地域資源を生み育て賑わいと活力あふれるまちづくり	19
2 みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり	22
3 人を育み文化を創造する生きがいのあるまちづくり	24
4 人と情報が活発に行き交うふれあいと連携のまちづくり	26
5 水と緑を守り育み自然と共生するまちづくり	27
第5章 計画の推進	28
第6章 新市における県事業	29
1 県の役割	29
2 新市における県事業	29
第7章 公共施設の統合整備	31
第8章 財政計画	32
1 財政計画作成にあたって	32
2 歳入	32
3 歳出	33
4 財政計画	34
用語解説	37

第1章 序 論

1 合併の必要性

(1)暮らしやすい地域をつくるために

広域化する人々の暮らしや経済活動を支える

交通機関や情報通信技術の発達などに伴い、人々の日常生活や経済活動の範囲は現在の行政区画を越えて大きく広がっています。そのような中、平成17年には両磐地区の7市町村が合併し現在の一関市が誕生しました。

同じ両磐地区にある一関市と藤沢町は、地理的にも歴史的にも結びつきが強く、通勤や通学、買物や病院など住民相互の交流も活発に行われてきています。

生活圏を同じくする両市町の合併により、広域的な活動を支える一体的な行政サービスを提供し、暮らしや経済活動がよりスムーズに行えるようにしていくことが必要です。

安全で快適な生活環境を確保する

本地域は、北上川とその支流域がたびたび氾濫し、洪水被害を受けてきたことから、治水対策が地域固有の重要な課題であり、現在行われている治水事業の促進をはじめとした、より安全なまちづくりが強く求められています。

また、地域の一体感を高め、人や物の移動・交流をスムーズにする道路交通網の整備、快適な暮らしを支える上下水道や公園の整備、さらには情報通信分野の整備などが求められています。

広大な面積を有し、県境に位置している本地域において、安全で快適な生活環境を整えていくためには、国や県の支援制度等の効果的な導入を図りながら、広域的な視点による計画的かつ重点的なまちづくりを進めていくことが必要です。

市町道の整備状況（平成20年度）（単位：％）

区 分	改良率	舗装率
新 市	52.0	48.8
一関市	51.7	48.1
藤沢町	54.0	53.7
岩手県平均	57.7	55.7

資料：岩手の道路現況

上下水道の整備状況（平成20年度）（単位：％）

区 分	水道普及率	汚水衛生処理率
新 市	84.1	47.8
一関市	83.1	49.0
藤沢町	96.9	32.1
岩手県平均	92.8	70.2

資料：岩手県の水道概況、汚水処理施設整備状況

(2) 自主・自立の地域をつくるために

地域活力の向上を図る

本地域の産業経済は、現在、多くの分野において厳しい状況におかれています。

農業は、米を中心に、地域特性を活かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が複合的に行われ、地域の重要な産業となっていますが、従事者の高齢化が顕著になってきており、担い手を主体とした強固な農業構造への転換が必要となっています。

これまで地域経済をリードしてきた工業も、経済の低迷などから事業所の減少傾向が続いていますが、東北地方に自動車関連産業の集積が進みつつあり、中東北の中心に位置する立地特性を活かした工業振興を展開する好機を迎えています。

商業は、商圈の広域化や郊外への大型商業施設の立地などにより、中心市街地の活力が低下しており、歴史・文化等地域の特色を活かすなど、魅力ある商店街の形成が求められています。

観光については、恵まれた観光資源の活用や地域産業との連携を図るなど、新たな振興が必要です。

雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いており、新たな雇用の場を創出し雇用の安定を図ることが急務となっています。

このような取組を進め、若者の定着と交流人口の増加を図りながら、地域の産業経済を活性化させていく必要があります。

両市町が持つ資源を結集・共有し、地域の総合力を高めるとともに、人口規模や経済規模を活かし、国・県はもとより民間資本の投入も導くことができるよう中東北の拠点都市としての存在感を高めてまいります。

総人口、農業産出額、製造品出荷額、商業年間販売額、観光客入込数

区 分	総人口		農業産出額		製造品出荷額		商業年間販売額		観光客入込数	
	実数 (人)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (万人回)	県内 順位
新 市	135,722	2	301	1	2,948	3	1,899	5	218	5
一関市	125,818	3	260	1	2,723	3	1,850	5	199	7
藤沢町	9,904	26	41	22	225	18	49	29	19	30
資 料	国勢調査/平成 17年		岩手県生産農業所 得統計/平成18年		工業統計/平成19年 (従業者4人以上)		商業統計/平成 19年		岩手県観光統計 概要/平成19年	

地方分権時代に即応し自治能力を強化する

地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本に、国及び地方公共団体が、分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、自らの判断と責任に基づく行政運営を推進するものです。

国においては、地方公共団体への一層の権限移譲や関与の見直しなどを行い、さらなる地方分権の推進を図ることとしています。

地方においては、自らの進むべき方向を自らが決める自己決定能力と、その責任を自らが果たす自己責任能力を備えることが求められており、地域の実情に即したまちづくりを進めるためには、さらに行政基盤を強化していく必要があります。

効率的・効果的な行財政の基盤を確保する

財政状況は、少子高齢化の進行、人口減少、経済の低迷などにより、厳しさを増している状況にあることから、財政の健全化を図り、行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応できる持続可能な財政基盤の確立に努めていく必要があります。

このような中で、行政サービスを維持・向上していくためには、合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら行財政の改革に努め、行政コストの削減を図るとともに限られた財源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

主な財政指標（平成20年度）

項目	単位	一関市	藤沢町
歳入決算総額	億円	572.6	54.3
うち市町税の占める割合	%	21.1	12.5
うち地方交付税の占める割合	%	38.6	51.4
歳出決算総額	億円	555.7	51.1
住民一人当たり決算額	万円	45.5	54.0
財政力指数		0.40	0.24

資料：両市町決算カード/平成20年度

職員数（平成22年4月1日現在）

（単位：人）

区分	一関市	藤沢町	計	区分	一関市	藤沢町	計
市町長の事務部局	820	77	897	農業委員会	8	3	11
議会事務局	7	3	10	消防本部	216		216
教育委員会	248	20	268	水道事業部局	39	4	43
選挙管理委員会	2	1	3	病院事業部局		87	87
監査委員事務局	5		5	その他(県への派遣等)	14	2	16
				計	1,359	197	1,556

資料：両市町担当課

(3) 社会の変化に対応していくために

多様化・高度化する住民ニーズに応える

人々の意識や価値観、社会の態様も従来とは大きく様変わりしてきています。

こうした中で、今後ますます多様化、高度化していく住民ニーズに、将来にわたって柔軟に対応できる体制を整えていく必要があります。

少子高齢・人口減少社会に対応する

少子高齢化は、経済成長の低迷や地域社会の活力維持に大きな影響をもたらします。一人暮らし老人の世帯や介護を必要とするお年寄りなどが増え、医療や福祉などのサービスの需要が増大し、高齢者を支えるために若年層への負担は年々重くなってきています。

高齢者福祉や子育てサービス水準を維持・向上させることができる体制を確保していくためには、合併によりさらに効率的、一体的なサービスの提供体制を構築していくことが必要です。

高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）

区 分	新 市	一 関 市	藤 沢 町	岩 手 県	全 国
高齢化率（％）	28.0	27.6	32.8	24.5	20.1

資料：国勢調査／平成17年

2 計画作成の方針

(1) 計画作成の趣旨

本計画は、一関市と藤沢町の合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針等を定め、その効果的な推進により、新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るために作成します。

(2) 計画の構成

本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、これを実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併年度から平成27年度(1)までとします。

ただし、財政計画については、計画期間終了後の財政状況についても見通す必要があることからおおむね10年間(2)とします。

(4) 計画作成に際しての留意事項

本計画は、両市町の「総合計画」を踏まえたものとし、地域の特性と課題、社会経済情勢の変化などを考慮し検討します。

主要施策は、住民福祉の向上、新市の一体性の確立及び均衡ある発展に資するものを中心に、事業効果を十分に検証し、健全な行財政運営に留意しながら選定します。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように配慮するとともに、新市全体のバランスや財政事情等も考慮しながら検討します。

財政計画は、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意します。

【計画期間の設定理由】

1 新市基本計画の計画期間

現一関市が平成17年の合併時に作成した新市建設計画及び一関市総合計画の期間が平成27年度までとなっていることから、計画期間を平成27年度までとし、平成28年度から新たな一関市の総合計画の策定による一体的なまちづくりを進めてまいります。

2 新市基本計画のうち財政計画の計画期間

平成28年度以降は、財政的に有利な起債(合併特例債・過疎債)の発行が見込めません。また、合併後の新市に交付される普通交付税は、一般的には合併前の旧市町ごとに算定した額の合算額を下回ります。ただし、合併後5年間は旧市町ごとに算定した合算額が保障され、その後の5年間は段階的に縮減されていきます(合併算定替)ので、この影響を受ける期間について財政計画を作成する必要があり、計画期間を10年間とするものです。

第2章 新市の概況

1 位置・地勢

本地域は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しています。首都圏から450kmの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にあります。

地形は、中央部を流れる北上川とその支流域に平野部が開けています。西は奥羽山脈で栗駒山の周囲に深い森が広がり、東は北上山系で全般に緩やかな丘陵地が続いています。北上川は一関市狐禅寺地区まではゆったりと流れていますが、それより下流側は狭隘部となっていて、大雨が降ると洪水となり、ときには大きな被害をもたらしてきました。

2 沿革

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、明治の廃藩置県によって胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。

一関市は、平成17年9月、一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の7市町村の合併により現在の一関市になりました。

一方藤沢町は、昭和30年に藤沢町、黄海村、八沢村、大津保村（津谷川を除く）の4町村が合併し現在の藤沢町となりました。

このように両市町の区域は、その時代の移り変わりに対応して、変遷してきました。

3 面積・土地利用

両市町の総面積は1,256.25km²で県内2番目の規模となり、東西は約63km、南北は約46kmの広がりがあります。

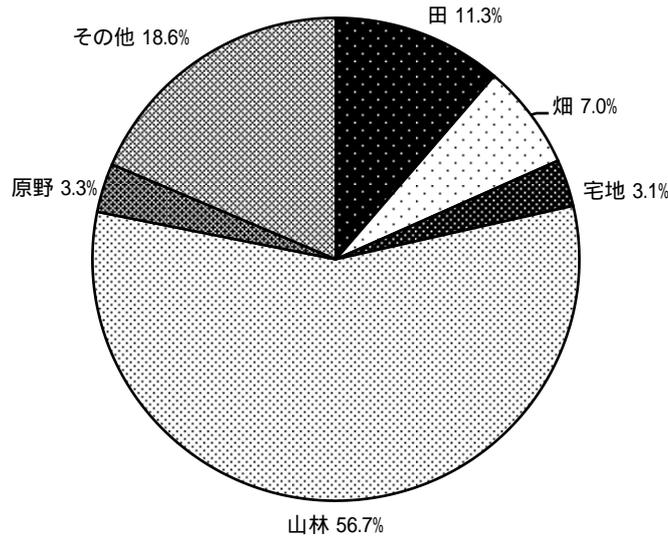
土地利用の状況は、総面積のうち56.7%が山林で占められ、次いで田が11.3%、畑が7.0%となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域といえます。

土地利用の状況（地目別面積）

（単位：km²）

	田	畑	宅地	山林	原野	その他	計
新市	141.60	88.35	39.44	712.43	41.11	233.32	1,256.25
一関市	129.99	71.33	35.61	639.91	40.16	216.10	1,133.10
藤沢町	11.61	17.02	3.83	72.52	0.95	17.22	123.15

地目別面積の割合



資料：岩手県統計年鑑/平成21年1月1日

4 人口・世帯

(1) 総人口

平成17年の国勢調査による両市町の総人口は135,722人で、岩手県内では盛岡市に次いで第2位の人口規模となります。

昭和60年以降の人口の推移をみると、減少が続いており、平成12年から17年の5年間では、約5,100人の減少となりました。

総人口の推移

（単位：人、％）

	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	増加率	
						昭和60年	平成17年
新市	146,065	144,896	143,974	140,825	135,722	7.1	
一関市	134,848	133,747	133,138	130,373	125,818	6.7	
藤沢町	11,217	11,149	10,836	10,452	9,904	11.7	

資料：国勢調査

(2) 年齢3階層別人口

両市町の年齢3階層別の人口をみると、平成17年では65歳以上の人口が、一関市で27.6%、藤沢町で32.8%、全体では28.0%となっており、全国平均や岩手県平均を上回っています。

年齢階層別人口 (単位：人、%)

	0～14歳		15～64歳		65歳以上		不詳		計
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
新市	17,951	13.2	79,283	58.4	38,022	28.0	466	0.4	135,722
一関市	16,748	13.3	73,826	58.7	34,778	27.6	466	0.4	125,818
藤沢町	1,203	12.1	5,457	55.1	3,244	32.8	0	0	9,904

資料：平成17年国勢調査 「不詳」とは国勢調査で年齢が判明しなかった者の数です。

(3) 世帯数

両市町の総世帯数は、人口が減少しているのに対し、増加を続けていますが、平成17年にはほぼ横ばいとなっています。

総世帯数の推移 (単位：世帯、%)

	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	増加率	
						昭和60年	平成17年
新市	38,503	39,602	41,530	43,145	43,554	13.1	
一関市	35,804	36,895	38,775	40,374	40,772	13.9	
藤沢町	2,699	2,707	2,755	2,771	2,782	3.1	

資料：国勢調査

5 産 業

(1) 産業別就業者数

産業3分類別にみた両市町の就業者数は、平成7年までは第1次産業が減少し、第2次産業、第3次産業が増加していますが、平成17年をみると、人口の減少もあり、全就業者数が減少しています。構成比は、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

産業3分類別就業者数の推移

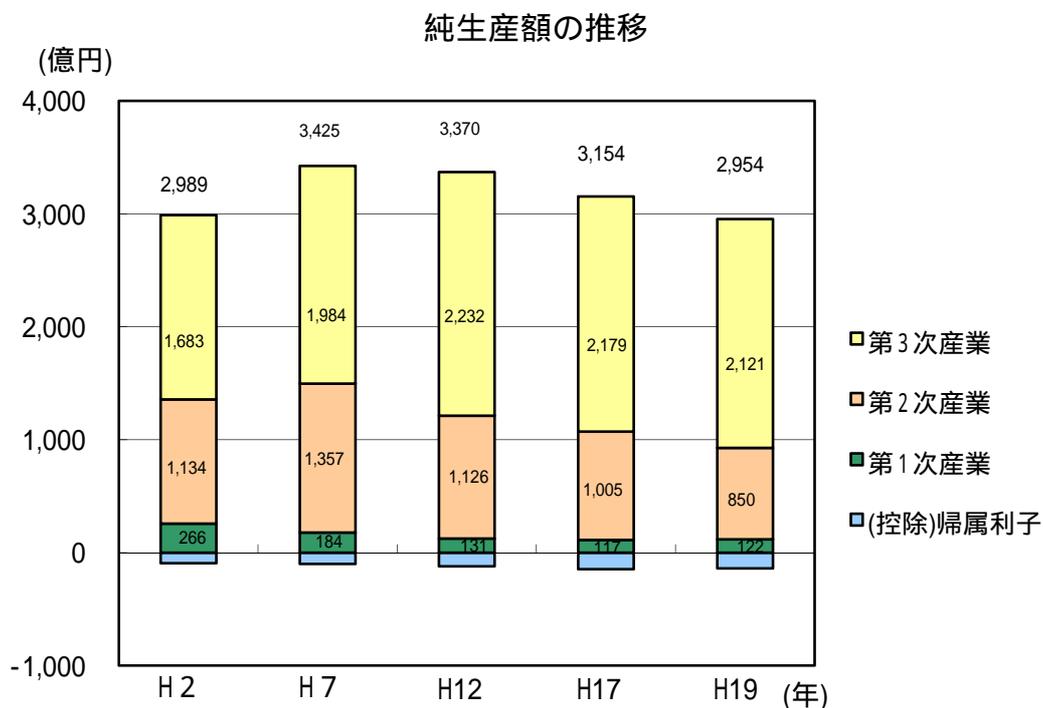
単位：人、() = 構成比、%

産業分類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	24,655(31.2)	19,941(25.2)	15,577(20.0)	12,913(17.2)	11,456(16.7)
第2次産業	23,839(30.2)	27,447(34.7)	28,176(36.2)	27,324(36.5)	22,453(32.7)
第3次産業	30,517(38.6)	31,675(40.1)	34,047(43.8)	34,701(46.3)	34,677(50.6)
総数	79,011(100.0)	79,063(100.0)	77,800(100.0)	74,938(100.0)	68,586(100.0)

資料：国勢調査

(2) 純生産額

平成19年度の両市町の純生産額は2,954億円で、ここ10年ほどは減少傾向が続いています。産業別にみても、いずれも減少あるいは横ばい状態となっています。

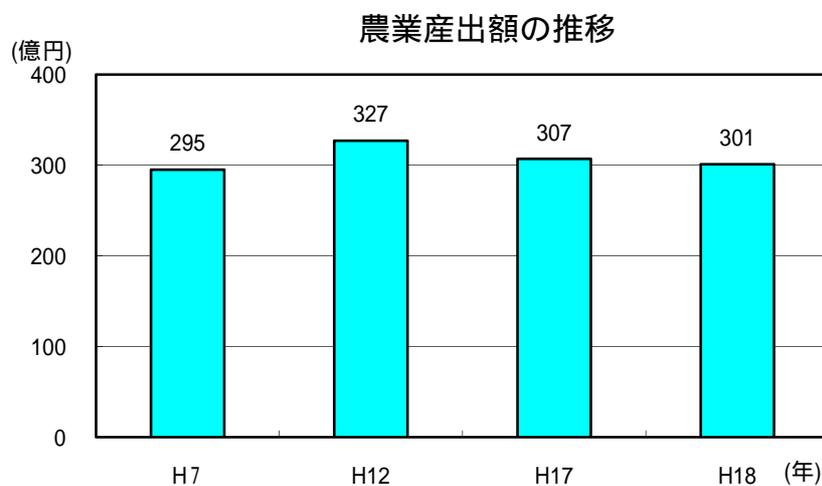


資料：岩手県統計年鑑 合計は帰属利子を控除した額

(3) 農 業

平成17年の両市町の経営耕地面積は13,989ha、農家数は13,929戸、農業就業人口は17,510人となっています。経営耕地面積、農家数、農業就業人口とも減少傾向が続いています。

農業産出額は、平成7年以降では平成12年の327億円をピークに減少あるいは横ばいの状況にあり、平成18年の農業産出額は301億円となっています。県内では第1位となっています。

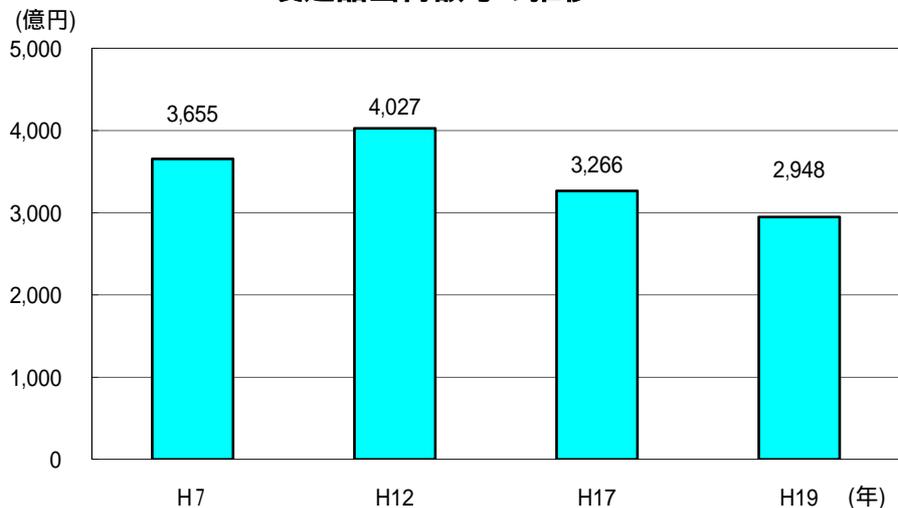


資料：岩手県生産農業所得統計

(4)工業

平成19年の両市町の工業は、322事業所、従業者数14,133人、製造品出荷額等2,948億円となっています。事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向が続いています。

製造品出荷額等の推移

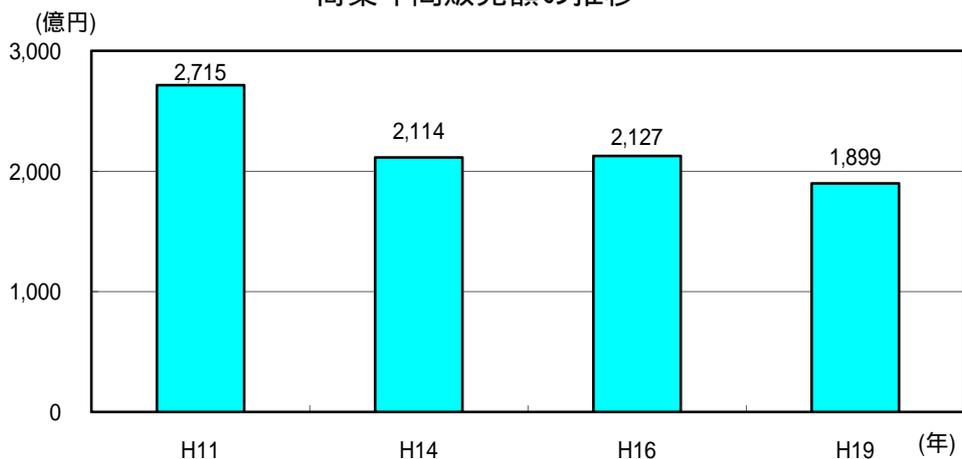


資料：工業統計（従業者4人以上）

(5)商業

平成19年の両市町の商業は、商店数1,736店、従業者数9,465人、年間販売額1,899億円となっています。消費の低迷が続いていることなどが影響し、商店数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にあります。

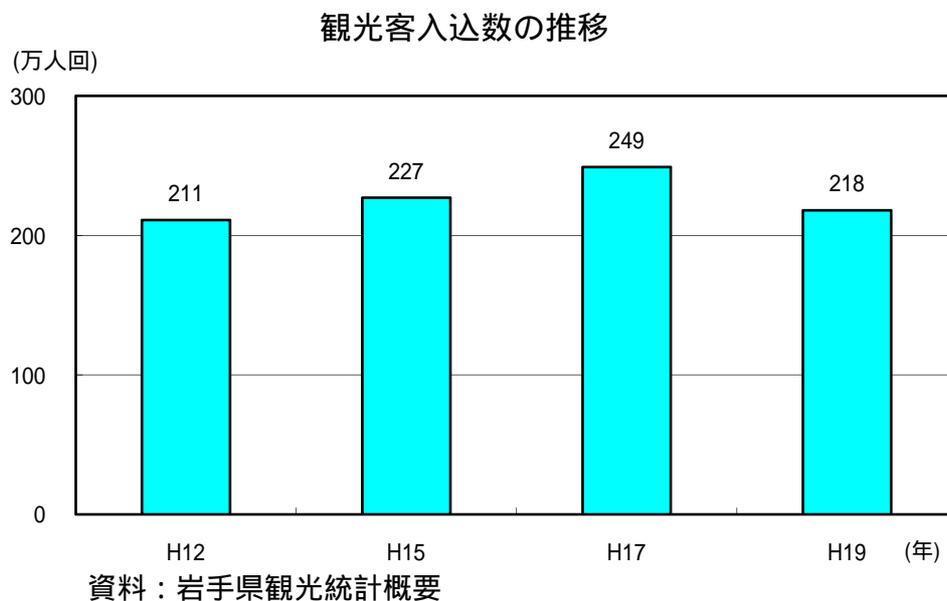
商業年間販売額の推移



資料：商業統計

(6) 観 光

両市町は観光資源に恵まれ、毎年多くの観光客が訪れており、平成17年には約250万人を記録していますが、その後は減少傾向にあり、平成19年の観光客入込数は約218万人となっています。日帰客が多く通過型の観光地となっており、宿泊客の割合は10%を下回っています。



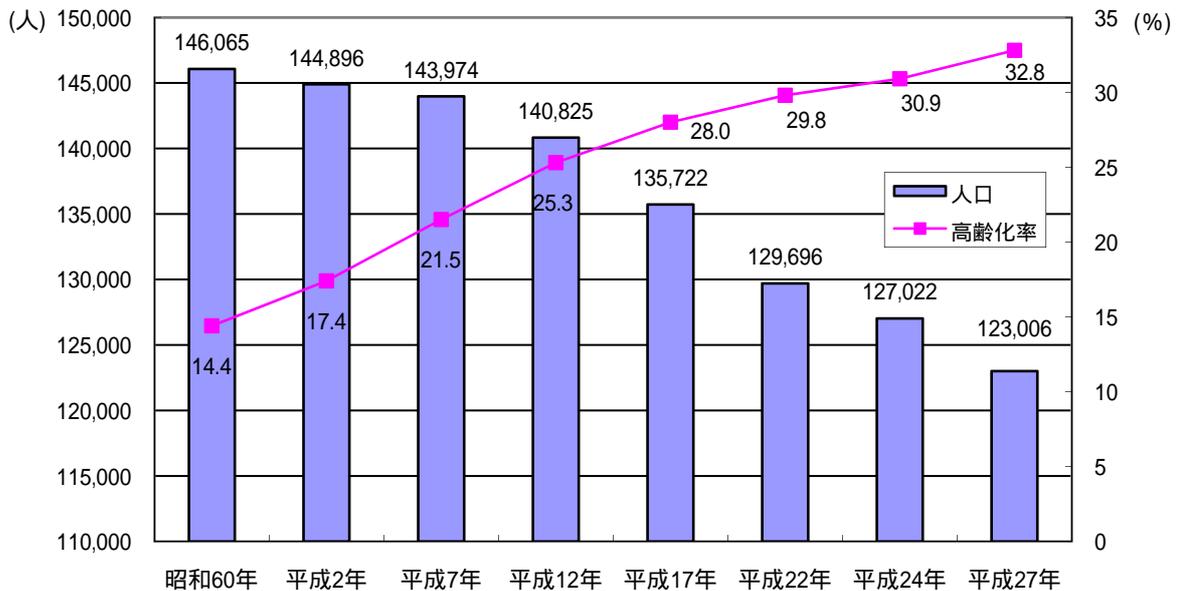
6 主要指標の見通し

(1)人口

両市町の人口は、今後も減少が続き、平成24年には約127,000人、平成27年には約123,000人程度になると見通されます。

年齢構造は、今後も高齢化が進み、65歳以上人口の構成比は平成24年には30.9%、平成27年には32.8%程度にまで達すると見通されます。

総人口及び高齢化率の推計



資料：平成17年まで国勢調査、平成22年以降はコーホート要因法による推計

(2)就業人口

両市町の就業者数は、人口の減少に伴い、今後も減少が続くと予想されます。平成27年の就業者数の構成比は、第1次産業が15.2%、第2次産業が31.3%、第3次産業が53.5%程度になると見通されます。

産業3分類別就業者数の推計

単位：人、() = 構成比、%

産業分類	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	平成27年
第1次産業	12,913(17.2)	11,475(16.7)	10,544(16.4)	10,322(16.4)	9,280(15.2)
第2次産業	27,324(36.5)	22,477(32.7)	20,414(31.8)	19,977(31.8)	19,017(31.3)
第3次産業	34,701(46.3)	34,702(50.6)	33,218(51.8)	32,504(51.8)	32,517(53.5)
総数	74,938(100.0)	68,654(100.0)	64,176(100.0)	62,803(100.0)	60,814(100.0)

資料：平成17年までは国勢調査、平成22年以降はコーホート要因法による推計

第3章 まちづくりの基本方針

1 将来像

人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき

まちの主役は市民一人ひとりです。市民みんなが意欲を持ち、互いの役割を自覚し、自らが主体となってまちづくりを進めることで、生き生きとした地域文化が生まれ、新たな創造へと発展していきます。

さらに、まちの主役である市民が、郷土を愛し、新市の持つ美しい自然や文化遺産などの地域資源を活かしたまちづくりに取り組むことにより、「活力と魅力あるまち」の実現に向かいます。

また、新市には、人と自然との共生のなかで培った歴史や文化があり、それぞれの地域に心温かで意欲に満ちた人々によって育まれてきた豊かなコミュニティがあります。

この豊かなコミュニティを尊重しあい、共感しあいながら、互いの結びつきや支え合いを深めていくことで、地域全体としての一体感の醸成が図られ、新たなまちが創造されます。

私たちは、一人ひとりが生き生きと輝き、一丸となって活力と魅力あるまちづくりに取り組みます。そして、みんなが快適に働き、学び、遊び、憩い、笑顔の絶えない幸せな暮らしができる地域社会の形成を目指します。

そんな願いを込めて、「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を将来像に掲げます。

将来像を実現するために、市民、行政が共通認識すべきまちづくりの基本的な考え方を示します。

「人」が輝く協働のまちづくり

まちづくりの主役である市民一人ひとりが互いに尊重しあい、心豊かで生き生きとした人を育み、子どもからお年寄りまで、市民誰もが夢と希望を持ち、それぞれが満足できる人生を送ることができるまちづくりを進めていきます。

また、すべての市民が手をつなぎ、共に考え、行動する協働のまちづくりを進めていきます。

「一体感」の醸成で新たな創造のまちづくり

各地域の個性ある地域文化を大切にするとともに、人と人、地域と地域がふれ合いと交流を深め、互いの結びつきや支え合いのもと、一体感の醸成を図りながら、新たなコミュニティ、豊かな文化を創造し、住みよいまちづくりを進めていきます。

「活力」ある賑わいのまちづくり

生活を支える産業の育成を図り、中東北の拠点都市として、地域資源やアイデアと個性を活かした産業活動、伝統芸能の伝承やスポーツ・レクリエーション等の趣味・創作活動、自然保護や福祉、災害等のボランティア活動、地域づくりの先導的取り組みなど、市民の自己実現に向けた市民主体の多様な活動を促進するとともに、各地域の特性を活かしながら、人が集う賑わいと活力のあるまちづくりを進めていきます。

2 基本目標

将来像の実現を目指し、基本目標として次の5つを掲げます。

1 . 地域資源を生み育て賑わいと活力あふれるまちづくり

地域の特性や資源を活かした独創性のある産業を展開しながら、将来にわたって持続的に成長する経済基盤の確立を図るとともに、一人ひとりが夢と希望をもって意欲的に働くことができる多様な雇用の場を創出し、若者の地域定着と、一人ひとりが暮らしの豊かさを実感することができる、活気に満ちた魅力あるまちづくりを目指します。

豊かな自然や歴史的遺産、伝統芸能や特色ある文化などを生かした観光の振興を図るなど、交流人口を増大し、賑わいと活力あるまちづくりを目指します。

2 . みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり

市民の誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るために、人のやさしさやぬくもりによって、共に支え合う地域社会を構築するとともに、今の生活や将来に不安を感じることなく、安心して生活を営めるまちづくりを目指します。

水害や地震などの自然災害や大規模事故等から市民を保護する防災・危機管理システムの構築など、災害に強い都市機能の整備を推進するとともに、市民、地域、行政が一体となった、安全・安心のまちづくりを目指します。

3 . 人を育み文化を創造する生きがいのあるまちづくり

まちづくりの基本は人づくりという観点に立ち、市民一人ひとりが夢と希望を持ち、心のゆとりや豊かさを感じられる新市の文化を創造していきます。

特に、感動、夢、自信といった心の豊かさは、人間が生き生きと輝いているための源であることから、将来を担う子どもたちが、心豊かな人間に成長できる教育環境の整備を進めます。

私たち一人ひとりが自分のライフスタイルにあわせて、学び、楽しみ、個性や能力を発揮することができる環境づくりを進めるとともに、多様な主体が一体となって人材を育むまちづくりを目指します。

4．人と情報が活発に行き交うふれあいと連携のまちづくり

まちづくりにおける交流活動は、地域に新しい風を呼び込み、それが刺激となってまちづくり活動の活性化をもたらすことから、地域内外との交流連携活動を促進するとともに、市民活動や経済活動の活性化を図るため、人やもの、情報の交流のための基盤整備を促進します。

地域内外のさまざまな人々との交流連携を促進する市民活動をより活発化させ、市民一人ひとりが人とのつながりを感じるまちづくりを目指します。

5．水と緑を守り育み自然と共生するまちづくり

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重なふるさとの財産を確実に次世代へ引き継ぐとともに、自然環境との調和に配慮した、快適で住みよい生活環境の整備に努めます。

省資源、省エネルギーを促進するとともに、資源が循環する社会の構築にみんなで取り組み、地球環境に優しいまちづくりを目指します。

3 | まちづくりの方向性

(1) 各地域の核となる拠点づくりとネットワークの構築

広域拠点 一関地域には、新市の「顔」となる一ノ関駅を中心として、高速交通や広域道路網の結節点という優位性を活かしながら都市機能の充実を図り、新市全域、さらには岩手県南から宮城県北にかけての中東北地域をけん引する広域拠点の形成を進めます。

地域拠点 花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎及び藤沢の各地域には、日常生活に関わりの深い行政サービスや身近な生活サービスが享受でき、地域コミュニティの核となる地域拠点の形成を進めます。

ネットワーク 日常生活の利便性の向上と地域産業の活性化を図るとともに、新市の一体性の確立と地域内及び地域間の交流・連携を促進するため、交通や情報通信の基盤整備など、拠点間相互と周辺地域との結びつきを深めるネットワークの構築を進めます。

(2)ゾーニングによる機能分担と広域的視点からのまちづくりのイメージ

市街地ゾーン 新市の中心部に位置し、商工業施設、広域医療や高等教育機関などの都市機能が集積している地域については、豊かさや快適さを兼ね備えた賑わいと活力を創出する市街地エリアとして、市街地の課題に的確に対処しながら、秩序ある計画的な市街地整備を進めます。

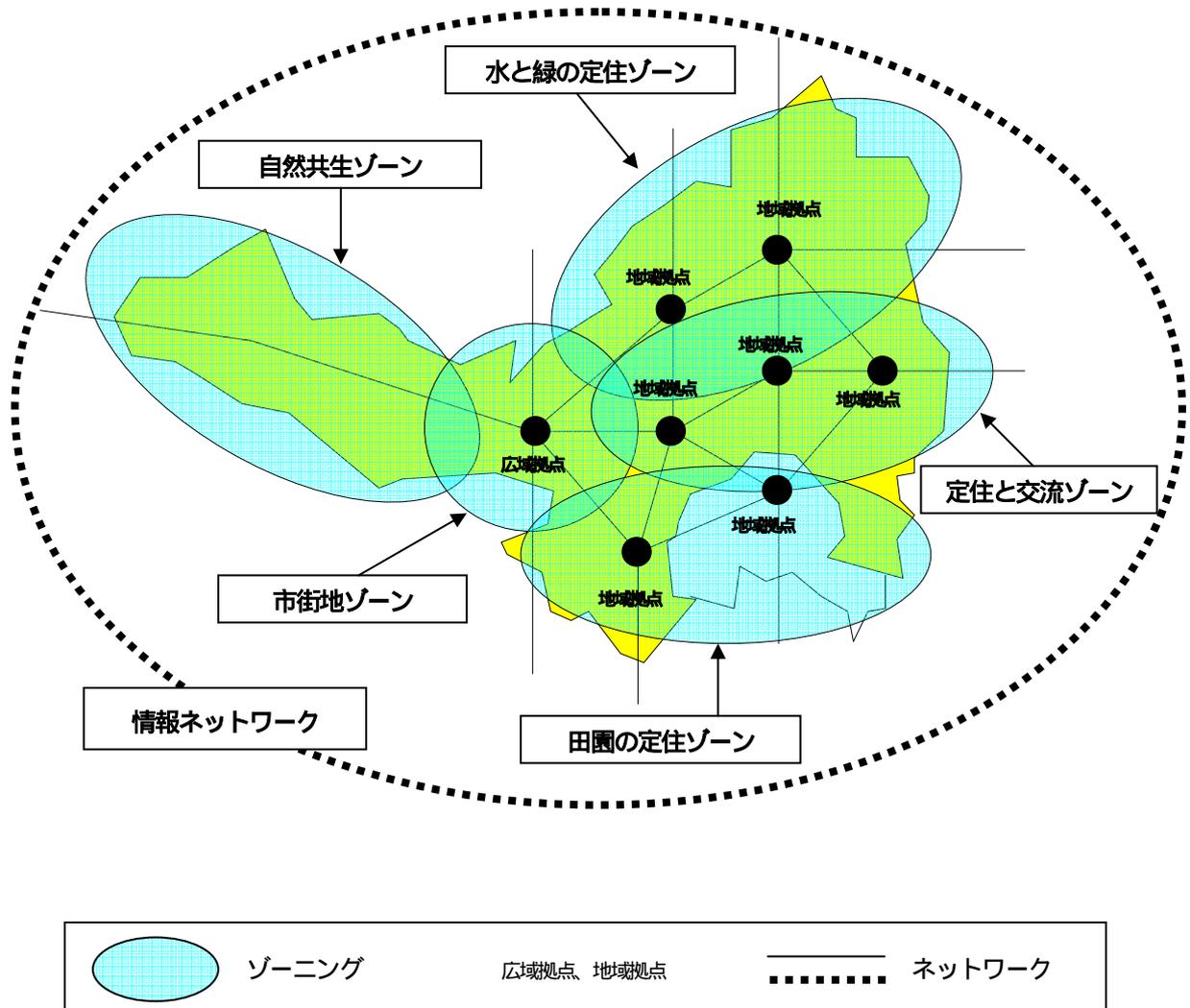
水と緑の定住ゾーン 北上川の東側、砂鉄川の流域に広がる地域については、水と緑に囲まれ、活気と安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、恵まれた水辺や森林の環境、豊富な地域資源を活かし、農工商が一体となった産業振興により快適な生活環境の整備を進めます。

定住と交流ゾーン 国道 284 号に沿って広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地については、農工商の一体的な振興と、地域資源を活かした交流活動の展開を図るとともに、水と緑の豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備による住み心地の良い定住の場を形成します。

田園の定住ゾーン 金流川、黄海川の流域に広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地については、田園の景観に囲まれながら、便利さと安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、大地の恵みと温暖な気候を活かした産業を振興し、豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備を進めます。

自然共生ゾーン 栗駒山とその裾野に広がる地域については、人と自然とが共生するエリアとして、貴重な自然環境の保全と快適な生活環境を確保するとともに、自然景勝地や温泉、滞在型観光施設などを活かした人々の憩いの場、健康づくりや癒しの場として活用を図ります。

まちづくりのイメージ



(3)土地利用の基本的な考え方

土地は、人々の暮らしや様々な生産活動を支える基盤となるものであり、限りのある貴重な資源です。よって、土地の利用にあたっては、将来へ良好な状態で受け継ぐこと、市民の健康で文化的な生活環境の確保に資すること、市域の一体的な振興・発展を図ることを念頭に、総合的かつ計画的な利用を図っていきます。

このため、市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する量的な調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境と調和した、また、将来にわたって持続的な発展が可能な土地の保全・活用に努めます。さらに、各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、広域的な視点に立った土地利用に努めます。

第4章 新市の主要施策

施策の体系

将来像	基本目標	施策の大綱
人と人 未来輝く 地域と 地域の いちの せき が 結 び 合 い	1 地域資源を生み育て賑わいと活力あふれるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の振興 ・商工業の振興 ・観光の振興 ・雇用対策と職業能力開発の充実
	2 みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉の連携と充実 ・安全・安心な地域社会の整備
	3 人を育み文化を創造する生きがいのあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の充実 ・文化の振興 ・スポーツ・レクリエーションの振興
	4 人と情報が活発に行き交うふれあいと連携のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・交通網の整備 ・情報通信環境の整備 ・交流と連携の推進
	5 水と緑を守り育み自然と共生するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と共生する環境保全 ・居住環境の整備

《計画の推進》

第5章

- ・市民主体の地域づくり活動の促進
- ・市民と行政との協働によるまちづくりの推進
- ・行政体制の充実と健全な財政運営
- ・広域連携の推進

1 地域資源を生み育て賑わいと活力あふれるまちづくり

施策の大綱

(1) 農林水産業の振興

農林水産業については、地域特産物など各種農林水産物の生産振興による産地化及びブランド化を支援するなど、生産性の高い農業経営の確立を目指し、意欲ある担い手の育成・確保を図ります。

また、地域の食生活を支え、特色ある食文化を育む産業であるとの視点から、地産地消を促進するとともに、生産者と消費者との結びつきを強め、消費者ニーズに対応した安全で計画的な農林水産物の供給を図ります。あわせて、森林のもつ水源涵養などの多面的な機能にも配慮しながら林産物の生産振興を図ります。

(2) 商工業の振興

工業については、付加価値の高いものづくりを進めるため、人材育成による地域企業の技術力の強化を図るとともに、産学官の連携を深め、独自の技術開発や新分野への進出などに対し支援を行います。あわせて、地域企業の連携を促進し、取引支援を行うなど経営力の強化を図ります。

また、「中東北」の中心地域としての優位性を発揮し、企業ニーズを的確に捉えた多様な誘致活動に取り組むとともに、優遇制度の充実や立地環境の整備を進めます。

商業については、消費者ニーズに即したサービスを提供できる商業・サービス業の活性化を促進します。新市中心市街地と地域コミュニティの核となる商店街については、商業者や関係団体との連携を図りながら、賑わいと活気のある商店街の形成を促進します。

(3) 観光の振興

豊かな自然や優れた景観、地域固有の歴史・文化など、多彩な観光資源の一層の掘り起こしを図るとともに、農業や自然等をフィールドとした体験型観光を含めた着地型旅行商品を企画するなど魅力ある観光地の形成に努めます。

また、観光関連事業者などの研修会や観光ボランティアの養成など、「おもてなし」を大切にしたい受け入れ態勢の整備を推進します。

(4) 雇用対策と職業能力開発の充実

起業支援や新産業の創出に努め、年齢や性別を問わず意欲のある人が就業できる雇用の受け皿づくりを促進します。

また、技術革新や情報化など雇用環境の変化に対応するため、職業訓練や職業能力開発の充実を図ります。

これからの新市を支える若者が「住み続けたい、住んでみたい」と感じられるまちを創造するため、雇用や生活環境の充実など、定着のための環境整備を進めるとともに、他地域に向け積極的に情報を発信します。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
農林水産業の振興	農業担い手支援事業	水稻・園芸・畜産等における施設整備、機械導入等に対する補助等	農業者組織等
	農業振興対策事業	野菜・花き等農産物の生産振興支援等	農業者組織等
	農業・農村整備事業 (土地改良事業)	農林水産物直売・食材提供供給施設整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、経営体育成基盤整備事業(面的集積型、通作条件整備型、農業経営高度化支援事業)ため池等整備事業、景観保全農地整備事業、土地改良施設耐震対策事業、地域水田農業支援排水対策特別事業、かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、農地環境整備事業等に対する負担金等 小規模基盤整備単独補助事業	県 新市 土地改良区 農業者組織等
	農業資金利子補給事業	農業近代化資金、農業経営基盤強化資金	農業者等
	畜産振興対策事業	繁殖牛生産振興、肥育素牛地域内保留、酪農振興総合対策事業等	農業者組織等
	森林整備事業	市有林・分収林・民有林の造林、除間伐等	新市 林業者等
	林道整備事業	林道の開設	新市
	しいたけ生産対策事業	しいたけの生産振興	生産者等
商工業の振興	ものづくり人材の確保・育成事業	(財)岩手県南技術研究センターや一関高専、職業訓練校と連携した人材育成、地域企業情報ガイダンス、次世代ものづくり人材育成	新市
	地域企業支援事業	地域企業経営強化支援、設備投資等奨励、中小企業振興資金貸付、新製品・新技術開発事業費補助金、取引支援促進事業、企業情報交換会、企業データベース構築	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
商工業の振興	企業立地支援事業	企業立地促進奨励、企業立地資金利子補給	新市
	一関東第二工業団地整備 促進事業	公園整備等の団地造成関連事業	新市
観光の振興	骨寺村荘園遺跡活動拠点等 整備事業	骨寺村荘園遺跡の観光案内、活動拠点等整備	新市
	資源の活用と情報提供充実 事業	地域資源の発掘と活用、情報の充実、体験型 交流の推進、誘客の促進、骨寺村荘園遺跡・ 真湯・祭時地区等の資源の活用	新市、団体
	受け入れ態勢整備事業	おもてなしの醸成とガイド確保、施設・ルート ・二次交通整備	新市、団体
	観光イベント開催事業	各地域の特色ある観光イベントの開催支援	実行委員会等
	広域連携事業	県境を越えた連携、地域資源の相互利用	新市、団体
雇用対策と職 業能力開発の 充実	離職者対策資金利子補給事業	離職者対策資金の貸付を受けた離職者に対す る利子補給	個人
	雇用対策事業	「ジョブカフェ一関」運営、ふるさとハローワ ーク運営	新市
	職業能力開発	職業訓練校との連携による職業能力開発	新市
	UJIターン支援事業	ふる里就職ガイダンス	新市

2 みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり

施策の大綱

(1) 保健、医療、福祉の連携と充実

保健、医療、福祉の相互連携を強化し、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。

健康づくりについては、子どもから高齢者までみんなが健やかに暮らせるよう、健康相談など指導体制や各種検診(健診)の充実を図ります。また、市民が自主的に取り組む健康づくりを支援するとともに、心と体の健康づくりの環境整備を推進します。

医療については、県立磐井病院を核として、県立千厩病院や大東病院、藤沢町民病院をはじめ市内の医療機関が連携を深め、質の高い医療が安心して受けられる地域医療体制の充実を図ります。

地域福祉については、支え合いをもとにした地域福祉を充実させるため、社会福祉協議会や各地域における福祉団体、ボランティア団体、NPO等の育成と相互連携を図るとともに、多様な福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保に努め、市民参加型の福祉活動等を促進します。

高齢者福祉については、高齢者が生きがいを感じながら住み慣れたところで自立した生活を送ることができるよう、豊かな知識や経験を発揮して活躍できる場の確保を図るなど、高齢者の社会参加を促進します。また、在宅での生活を支援する各種サービスの充実を図るとともに多様な介護需要に適切に対応します。

子育て環境については、不安と負担の軽減を図るため、保育ニーズを的確にとらえた保育サービスや子育てのネットワークづくりなど子育て支援機能の充実を図ります。

障がい者福祉については、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、障がいをもつ人の地域生活と社会参加の促進を支援していくとともに、障がい福祉サービスの充実とユニバーサルデザインの推進に努めます。

(2) 安全・安心な地域社会の整備

一関遊水地事業や北上川の狭隘部の治水対策など、北上川とその支流域における治水事業の早期完成を促進します。また、山地災害や土砂災害の危険箇所を的確に把握しながら治山事業を促進します。

防災体制については、災害予防対策を推進するとともに自然災害をはじめ火災、事故などに迅速に対応し、被害を最小限に食い止めることができるよう、災害時の情報伝達、避難誘導、救助等災害応急対策と住民生活安定のための復旧復興対策を円滑に行える体制を整備します。また、自主防災組織の育成や防災意識の高揚を図ります。

防犯については、市民生活の安全を確保するため、関係機関との連携を図りながら各地域における巡回パトロールの実施など、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

また、情報通信技術の進展の一方で、プライバシーの侵害やネットワークを介した犯罪も増加していることから、個人情報の適正な取り扱いを確保し個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

交通安全については、交通事故から市民の生命を守り、誰もが安心して道路を利用できるよう、関係機関との連携により交通安全意識とマナーの向上を図るとともに、歩道やガードレールなど交通安全施設の整備を進めます。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
保健、医療、福祉の連携と充実	健康づくり推進・支援事業	各種検診(健診)や予防事業の実施と健康相談や健康教育の充実	新市
	保健、医療、福祉施設等整備事業	健康・福祉センターの整備、医療機器の整備等	新市
	休日・夜間救急医療体制確保事業	休日及び夜間における救急患者の医療の確保	新市
	子育て支援事業	乳幼児の医療費助成、地域子育て支援センター、病後児保育等	新市
	児童福祉施設整備事業	保育園の整備	新市
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの新設、支援	新市
	高齢者・障がい者等生活支援事業	高齢者や障がい者にやさしい住まいづくり、障がい者作業所等拠点整備	個人等
安全・安心な地域社会の整備	河川整備事業	河川改修、排水路改修	新市
	交通安全施設整備事業	区画線・反射鏡・防護柵・標識の設置等	新市
	防犯灯整備事業	夜間における歩行者等の安全を確保するための防犯灯設置	新市
	消防施設等整備事業	消防車両、資機材等の更新整備、防火水槽・消火栓の整備	新市
	消防防災拠点施設整備事業	消防庁舎、消防屯所等の整備	新市
	自主防災組織等育成事業	自主防災組織の結成促進、育成強化	新市
	防災情報提供システム整備事業	防災情報提供システム整備	新市
	木造住宅耐震診断・改修助成事業	木造住宅の耐震診断、耐震化改修に要した費用に対する助成	新市

3 人を育み文化を創造する生きがいのあるまちづくり

施策の大綱

(1) 生涯学習の充実

就学前教育については、幼稚園と保育園の連携と家庭や地域における教育力の充実を促進するなど、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができる教育環境の充実を図ります。

学校教育については、子どもたちが持っている力を引き出し、可能性を伸ばしていきます。そのために学力の向上を図り、郷土理解を深めるための学習や人間性・社会性を育てる学習を推進します。

学校施設の整備にあたっては、地域的な配置のバランスと適正規模に配慮しながら学習環境の充実を図ります。また、学校給食施設の適切な配置を進め、地元の食材を活かすとともに食育を推進します。

高等教育については、国際化や情報化など新しい時代に即応できる優れた能力と独創性を備えた人材の養成と、若年層の地元定着を図るため、特色ある高等教育の促進、既存の高等専門学校や短期大学等教育の充実を促進します。

生涯学習については、子どもから高齢者まで生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができるよう、生涯学習環境の充実を図り多様な学習機会を提供します。また、各地域の図書館の機能充実や連携を図るとともに、施設の整備を推進します。

男女共同参画社会の推進については、講座等の開催により家庭や地域、職場における意識啓発を図り、女性と男性がそれぞれの持ち味を活かして等しく社会に参画できるような環境づくりを進めます。

(2) 文化の振興

芸術文化の振興については、音楽や演劇、美術、工芸などの鑑賞や参加、発表機会の拡充に努め、市民がそれぞれの学習ニーズに応じて芸術文化に親しむことができるよう、環境づくりを進めます。

地域に根ざした伝統文化の継承については、歴史や各地域の風土に培われてきた伝統・文化の保存と継承、文化財、資料、遺跡の保護に努め、これらを新市全体で認識しながら、地域の魅力を掘り起こし、新たな文化を創造できるよう学習機会や地元学の実践活動を促進します。

平泉の文化遺産を構成する骨寺村荘園遺跡については、平泉の世界遺産登録後の拡張による追加登録に向けた調査研究を推進します。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図るため、スポーツ施設の充実や地域に根ざしたスポーツクラブの支援、指導者育成などを進めるとともに

に、総合型地域スポーツクラブの育成を促進します。また、各種スポーツ大会を招致するなど競技スポーツの充実を図ります。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
生涯学習の充実	統合学校整備事業	児童・生徒数の適正規模に配慮した統合学校の整備	新市
	小中学校整備事業（耐震改修含む）	校舎・体育館・プール等の改修整備、耐震改修・補強等	新市
	小学校情報教育設備整備事業	パソコン等情報教育機器の整備	新市
	スクールバス整備事業	スクールバスの購入及び更新	新市
	学校給食センター整備事業	学校給食センターの整備	新市
	生涯学習施設整備事業	公民館等の整備	新市
	図書館整備事業	図書館の整備	新市
	図書館ネットワーク事業	各地域の図書館のシステム統合等	新市
文化の振興	世界遺産登録推進事業	「骨寺村荘園遺跡」の世界遺産追加登録に向けた調査研究等	新市
	骨寺村荘園遺跡整備事業他	骨寺村荘園遺跡所在確認調査事業、文化的景観保全事業、村落景観調査研究事業	新市
	遺跡発掘調査等事業	埋蔵文化財の調査等	新市
	郷土歴史資料館整備事業	歴史民俗資料館等整備	新市
	古文書等資料調査事業	古文書等の文化財の所在及び保存状況の確認調査、目録作成	新市
スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ施設整備事業	スポーツ施設の整備及び改修、耐震補強等	新市

4 人と情報が活発に行き交うふれあいと連携のまちづくり

施策の大綱

(1) 交通網の整備

広域的な交流と連携を支え、緊急輸送・物流・広域観光ネットワークの機能もあわせもつ骨格道路の整備を促進し、高速交通拠点へのアクセス時間の短縮を図ります。

また、新市全体の発展、一体感の醸成、通勤・通学・通院・買物など日常生活の利便性向上につながる幹線道路や市民生活に密着した生活道路の体系的な整備を推進します。

鉄道や民間バスなど公共交通については、市民に身近な交通手段の確保に努めるとともに、コミュニティバス等については、利用者ニーズを把握しながら新たな運行形態について検討します。

(2) 情報通信環境の整備

行政情報や防災情報、生活関連情報を地域格差なく享受できるよう、情報通信技術の発達に対応した高度な情報網等の整備を促進します。また、テレビ・ラジオの難視聴解消と携帯電話の不安定地域の解消を図るほか既存設備の老朽化改修等を進めます。

本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワーク網を活用した、窓口サービスの充実を図るとともに、公共施設のネットワーク網を活用し、各地域にある施設の有効活用を図ります。

行政情報の新たな発信手段として、インターネットやテレビ、携帯電話等を活用するなど、情報伝達の充実を図ります。

(3) 交流と連携の推進

東北の中心に位置する立地条件を最大限に活かし、中東北の拠点地域として、観光・産業・文化など多様な分野における交流拠点となるよう広域的な交流と連携を推進します。

また、姉妹都市や友好都市などこれまで培ってきた交流や連携を深めるとともに、国際交流活動を促進・支援します。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交通網の整備	市道整備事業	幹線市道、その他の市道の改良・舗装整備	新市
	公共交通体制確保事業	交通手段の確保とコミュニティバス等の運行形態の検討	新市等
情報通信環境の整備	地域情報化推進事業	地域内高度情報通信網の整備に向けた調査研究等	新市
交流と連携の推進	国際交流支援事業	市民による国際交流活動の促進・支援、人材育成	新市等
	情報発信事業	新市の魅力を全国にアピールする情報発信	新市

5 水と緑を守り育み自然と共生するまちづくり

施策の大綱

(1) 自然と共生する環境保全

市民・企業・行政等が一体となって大気・水質の保全、騒音の防止などに取り組みます。また、自然環境や森林環境の保全に努め、森林や水辺などの身近な自然に親しむ環境づくりや幼児期からの環境教育を推進します。

太陽・風力・水力・バイオマスなど身近でクリーンな自然エネルギーの導入を促進するなど、エネルギーの有効活用に努めます。

家庭から排出されるごみについては、減量化と分別による再資源化を図るとともに、企業におけるゼロ・エミッションへの取組や産業廃棄物の適正処理を促進するなど、循環型社会の形成に向けた取組を推進します。

(2) 居住環境の整備

水道については、未普及地域の解消に向け計画的に整備を進めるとともに、水道施設の適正な維持管理を図り、良質な水の安定供給に努めます。

下水道については、衛生的で快適な暮らしの実現と河川等公共用水域の水質保全を図るため、着実に整備を推進します。また、浄化槽の設置を促進します。

美化活動の促進など環境美化に努めるとともに、地域の個性ある景観の保全、形成、活用を図ります。市民の憩いや潤いの場を提供できるよう公園・緑地の整備を推進します。

住宅については、耐震改修を行うなど、安全・安心な居住環境の整備を推進します。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
自然と共生する環境保全	循環型社会形成の取組推進	ゴミの減量化と分別による再資源化の推進等	新市
居住環境の整備	上水道整備事業	浄配水施設の整備、漏水防止対策、耐震化対策	新市
	簡易水道整備事業	簡易水道の拡張、浄配水施設の整備、漏水防止対策、耐震化対策	新市
	下水道等整備事業	公共下水道、特定環境保全下水道、農業集落排水	新市
	浄化槽設置整備事業	浄化槽の設置に対する助成	個人
	公園整備事業	公園の維持管理、遊具の更新、保守点検等	新市
	市営住宅整備事業	耐震改修等	新市
	門崎駅前開発事業	門崎駅前整備	新市

第5章 計画の推進

(1) 市民主体の地域づくり活動の促進

これまでの地域内のつながりや地域コミュニティを尊重しながら、福祉活動や環境美化活動、伝統・文化の継承活動など市民が自ら行う地域づくり活動を支援します。また、NPO・ボランティア団体などの活動の中心となるリーダー的人材の育成を図りながら、市民の自助努力・参加意欲を助長するほか活動基盤の強化に努めます。

(2) 市民と行政との協働によるまちづくりの推進

まちづくりの基本目標の実現に向け、個人、自治会、市民活動団体、企業そして行政が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに協力・連携し、ともに行動する協働によるまちづくりを推進します。

(3) 行政体制の充実と健全な財政運営

行政課題や行政需要に的確かつ柔軟に対応できる機動性を重視した組織機構を構築するとともに、専門的知識・技術を持った職員を育成するなど行政体制の充実を図ります。

財政運営については、限られた財源を有効に活用するため、政策評価システムを活用しながら事務事業の有効性や効率性の点検を行います。また、中・長期的な見通しのもとに健全な財政運営に努めます。

(4) 広域連携の推進

消防、ごみ・し尿、介護保険などの住民サービスは、平泉町との連携により効果的、効率的行政サービスの展開を図ります。

中東北の拠点都市として、岩手県南、宮城県北地域等の市町村との連携を図り、観光資源の相互活用や災害時の相互応援など生活圏を越えた圏域との交流や連携を推進します。

項目	主な施策
市民主体の地域づくり活動の促進	自治会等の地域づくり活動の支援、自治活動拠点等の整備支援、NPO・ボランティア団体等の活動支援、地域づくりリーダー・地域コーディネーターの育成
市民と行政との協働によるまちづくりの推進	懇談会等の開催、インターネット・広報等多様な媒体を活用した行政情報の提供、協働推進アクションプランに掲げた行動計画の実行
行政体制の充実と健全な財政運営	地域住民の生活に密着した支所機能の確保、職員の能力開発、新たな行政課題や行政需要に対応した組織機構の編成、電子自治体の推進、政策評価システムの充実、行財政改革の推進、公有財産の有効活用と公共施設の適切な管理
広域連携の推進	圏域の一層の連携強化、生活圏を越えた圏域との交流や連携の推進

第6章 新市における県事業

1 県の役割

岩手県は、県南の中核都市としての役割を担う新市の発展のため、新市と連携して必要な事業を推進するとともに、新市の一体的なまちづくりへの支援を行います。

また、新市が主体的・自立的なまちづくりに取り組めるよう、新市との合意に基づき、新市のコミュニティ形成や活動支援等への取組に対して支援を行います。

2 新市における県事業

項目	事業名	事業概要（事業箇所）
農林業の振興	経営体育成基盤整備事業（面的集積型）	一関第1地区〔一関〕夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、日形地区〔花泉〕山口地区〔大東〕門崎地区〔川崎〕
	経営体育成基盤整備事業（農業経営高度化支援事業）	一関第1地区〔一関〕日形地区〔花泉〕門崎地区〔川崎〕
	経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型）	花泉南地区〔花泉〕保呂羽地区〔藤沢〕
	骨寺村荘園景観保全農地整備事業	骨寺村荘園地区〔一関〕
	地域水田農業支援排水対策特別事業	菖蒲地区〔一関〕浦ノ沢地区〔千厩〕
	農業用河川工作物応急対策事業	三室地区〔東山〕
	畑地帯総合整備事業	藤崎2期地区〔藤沢〕
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〔藤沢〕
	農地環境整備事業	前田野地区〔大東〕
	農道整備事業	南沢孫六地区〔花泉〕
	ため池等整備事業	須川地区〔一関・花泉〕 八幡沢地区〔一関〕角屋地区〔花泉〕
	土地改良施設耐震対策事業	真打堰地区〔一関〕
	国営造成施設管理体制整備促進事業	須川地区〔花泉〕藤沢地区〔藤沢〕
	農業用水水源地域保全対策事業	金越沢地区〔藤沢〕
	新計画償還助成事業	国営藤沢地区〔藤沢〕
	担い手育成支援事業	国営藤沢地区〔藤沢〕
	県単無利子立替事業	国営藤沢地区〔藤沢〕
	新土地改良負担金償還平準化事業	国営藤沢地区〔藤沢〕

項目	事業名	事業概要（事業箇所）
農林業の振興	特別型国営事業計画償還助成事業	国営藤沢地区〔藤沢〕
	経営安定対策基盤整備緊急支援事業	国営藤沢地区〔藤沢〕
	ふるさと水と土保全対策事業	本寺地区〔一関〕
	林道整備事業	岩倉沢線〔東山〕
文化の振興	世界遺産登録推進事業	世界遺産追加登録に向けた調査研究等
交通網の整備	一般国道 284 号緊急地方道路整備事業	室根バイパス〔室根〕
	一般国道 342 号道路改築事業	花泉バイパス〔花泉〕
	一般国道 456 号道路改築事業	摩王地区〔千厩〕
	一般国道 457 号道路災害防除事業	中大桑地区、落合地区〔一関〕
	主要地方道緊急地方道路整備事業	花泉藤沢線〔花泉〕
	主要地方道地方特定道路整備事業	江刺室根線〔大東〕
	一般県道地域道路整備事業	折壁大原線〔大東〕
	一般県道緊急地方道路整備事業	薄衣舞川線〔一関〕
	都市計画街路緊急地方道路整備事業	山目駅前釣山線
	都市計画街路地方特定道路整備事業	山目駅前釣山線
	緊急地方道路整備事業	津谷川線〔藤沢〕
	安全・安心な地域社会の整備	地域防災対策総合治山事業
広域河川改修事業		夏川〔花泉〕、千厩川〔千厩〕
治水施設整備事業		久保川〔一関〕、砂鉄川〔東山〕 黄海川〔藤沢〕
総合流域防災事業（砂防）		本宿の沢地区〔室根〕
交通安全施設整備事業		国道 342 号須川～永井、瑞山〔一関〕 国道 343 号一ノ通〔大東〕 主要地方道弥栄金成線〔一関〕 一般県道中里西平線〔一関〕 一般県道藤沢大籠線〔藤沢〕

第7章 公共施設の統合整備

新市の市域は、岩手県内では第2位、全国でも上位となる規模を有することから、各地域に整備されている目的や利用形態が類似している施設でも、それらが必ずしも重複している施設とはいえません。したがって、既存の公共施設については、市民の相互利用を図りながら有効に活用していくことを基本とします。

また、新市の一体的・効率的な行財政運営を図る観点から必要なものについては、新市の財政状況を踏まえながら、機能の見直しや統合再編を検討し、公共施設の適正配置に努めます。

第8章 財政計画

1 財政計画作成にあたって

財政計画は、合併後の平成24年度から平成33年度までの10年間について、健全な財政運営を行うことを基本に、経済情勢や人口推移などを勘案し、合併協定内容を踏まえ、合併によるスケールメリットや、これまでの両市町の行財政改革の取り組みによる経費の縮減効果などを反映させ、作成したものです。

2 歳入

(1) 地方税

現行制度を基本に、人口推計による今後の人口減少分などを見込んでいます。ただし、市民税の法人税割の税率を一関市は現行の14.7%とし、藤沢町については平成24年度13.1%、平成25年度13.9%、平成26年度以降14.7%としています。

(2) 地方交付税

普通交付税

現行の交付税制度により算定し、地方財政計画での経費の縮減や人口推計による人口の減少などの影響を見込んでいます。

なお、平成24～28年度までは「合併市町村の算定の特例（合併算定替）による増加額」及び平成29年度以降の段階的な縮減を見込んでいます。

特別交付税

交付実績を基本として見込んでいます。

また、合併直後の臨時的経費に対する措置分を、平成24年度から5年間見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

現行の制度により藤沢町分の生活保護、その他福祉事務の新市移行などによる影響を見込んでいます。

(4) 地方債

過疎対策事業債及び現一関市における合併特例債は平成27年度まで見込み、平成28年度以降は通常債での借り入れを見込んでいます。

(5) その他

各種譲与税・交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度にあっては財政調整基金などからの繰り入れを行うこととしています。

3 歳 出

(1) 人件費

特別職

議員数は、定数特例により一関市の議員の残任期間までは37人、その後は法定定数の34人で見込んでいます。

報酬は、一関市の現行額で試算しています。

一般職

職員数（水道事業会計及び病院事業会計を除く）は、平成22年4月1日現在で1,426人ですが、平成33年4月1日時点で1,124人として見込んでいます。

(2) 扶助費

藤沢町分の児童扶養手当の増加や、今後の人口動向などによる影響を見込んでいます。

(3) 公債費

合併前に両市町で借り入れた地方債の償還額と、合併後の新市基本計画事業などに伴う新たな借り入れに対する償還額を見込んでいます。

(4) 物件費・補助費等

これまでの両市町の行財政改革の取り組みによる経費の縮減などを見込んでいます。

(5) 普通建設事業費

新市基本計画に基づくまちづくりを進めるための事業などを見込んでいます。

(6) 繰出金

下水道などの建設事業を行う特別会計は、新市基本計画に基づく事業費などから見込んでいます。

また、国民健康保険や後期高齢者医療などの特別会計は、今後の人口動向などを考慮し見込んでいます。

(7) その他

公の施設や道路などの維持補修費、奨学金の貸し付けに要する経費などを見込んでいます。

4 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地方税	11,865	12,138	12,539	12,410	12,531
地方交付税	24,891	24,326	24,484	24,503	23,493
国庫支出金・県支出金	12,280	11,758	11,673	11,457	10,982
地方債	5,775	4,977	4,246	3,968	2,968
その他	7,190	7,298	6,483	6,050	6,056
計	62,001	60,497	59,425	58,388	56,030

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人件費	12,292	12,163	11,789	11,309	10,948
扶助費	10,992	10,850	10,711	10,572	10,466
公債費	9,821	9,731	9,683	9,621	9,460
物件費・補助費等	14,413	14,641	14,341	14,323	14,065
普通建設事業費	8,760	7,248	6,902	6,271	5,068
繰出金	3,477	3,620	3,747	3,834	3,917
その他	2,246	2,244	2,252	2,458	2,106
計	62,001	60,497	59,425	58,388	56,030

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
地方税	12,597	12,408	12,476	12,541	12,363
地方交付税	22,436	21,409	20,281	18,834	17,199
国庫支出金・県支出金	10,881	10,776	10,941	10,777	10,736
地方債	2,957	2,966	2,984	2,928	2,928
その他	6,361	6,827	6,927	7,259	7,841
計	55,232	54,386	53,609	52,339	51,067

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
人件費	10,619	10,444	10,071	9,880	9,841
扶助費	10,384	10,358	10,332	10,306	10,253
公債費	9,339	8,889	8,669	8,244	7,821
物件費・補助費等	14,086	13,859	13,707	13,157	12,570
普通建設事業費	5,070	5,063	5,024	4,991	4,978
繰出金	4,006	4,048	4,081	4,006	3,872
その他	1,728	1,725	1,725	1,755	1,732
計	55,232	54,386	53,609	52,339	51,067

【財政計画にかかる用語解説】

地方交付税

地方自治体が一定の行政サービスを提供できるようにするため、不足する財源を国が保障するもので、国税の一定割合を普通交付税及び特別交付税として地方自治体に交付されるもの。

・普通交付税

各自治体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費と、その自治体が税等をどの程度確保できるかを算定し、財源不足がある場合に交付されるもの。

・特別交付税

普通交付税の算定の際に、反映することのできなかつた特別な財政需要を考慮し、交付されるもの。

合併算定替

合併した市町村の普通交付税は、一般的には合併前の旧市町村ごとに算定した額の合算額を下回るが、旧市町村ごとに算定した合算額が保障されるもの。

地方債

地方自治体が建設事業などの財源として借り入れる資金。

過疎対策事業債

過疎地域に指定された地方自治体が借り入れできる地方債で、その返済額の7割が普通交付税で措置されるもの。

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき支給する経費。

公債費

地方債の償還に要する経費。

物件費

賃金、旅費、消耗品、委託料などの経費。

用語解説

(P 2 2等の表示は、その用語が最初に出てきたページです。)

【ア行】

NPO P 2 2

Non-Profit Organizationの略。営利を目的としないで、住民の自発的意思により公共的な活動を行う民間団体。

【カ行】

コーホート要因法 P 1 2

人口推計に当たって出生、死亡、社会移動の年次変化から算出して求める方法のこと。コーホートとは、同期間に出生した集団を意味する。

【サ行】

地元学 P 2 4

地域づくりを進める上で基本となる地元を見つめ直そうというもので、地元の人達と地元以外からの人も参加し、地域を歩きながら資源を発見していく地域づくりの実践的な手法。

循環型社会 P 2 7

廃棄物の再生利用や再資源化などを進め、廃棄物の増加を抑え、環境への影響をできる限り減らす社会。

スケールメリット P 3

規模が大きくなることによって得られる利益。

ストックマネジメント P 2 0

既存の施設（建造物）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。

政策評価システム P 2 8

一つひとつの施策や事務事業について、目的と目標を明確にし、その成果について評価、見直しを重ねて目標達成をめざす仕組み。

ゼロ・エミッション P 2 7

ある産業の生産工程から排出される廃棄物を別

の産業の再生原料として利用することで廃棄物を社会全体としてゼロにしようという考え方。

総合型地域スポーツクラブ P 2 5

地域住民が主体となって運営するスポーツクラブで、多くの種目のスポーツが用意され住民が幅広く参加できるようにしたもの。

ゾーニング P 1 6

地域の土地利用を計画するにあたって、一体的な性格付けを行う区画（ゾーン）に分割し、その方針を示すもの。

【タ行】

地産地消 P 1 9

地域生産地域消費を略した言葉で、地域で生産された食材をその地域で消費すること。

電子自治体 P 2 8

コンピュータなどを活用して行政事務の効率化を図ること。特にインターネットを利用した行政窓口を開設し、コンピュータから行政サービスを利用できるようにすること。

【ハ行】

バイオマス P 2 7

エネルギー源としての生物群とその排出物の総体。生物体をエネルギー源に用いるとき、これをバイオマスエネルギーという。

【ヤ行】

UJターン P 2 1

東京や大都市から地方へ転職・移住することを指し、地方出身の場合UターンやJターンと呼ばれ、都会出身の場合Iターンと呼ばれている。

ユニバーサルデザイン P 2 2

すべての人にとって利用しやすい製品や建物、道路などの空間をつくること。



新市基本計画